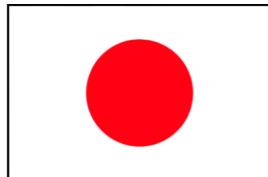
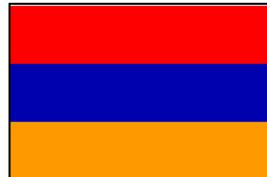


源泉所得税の改正のあらまし



日アルメニア新租税条約関係



令和7年12月

国 稅 庁

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、今般、「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約」（以下「新条約」といいます。）が令和7年12月20日に発効し、源泉所得税に係る規定については、令和8年1月1日から適用が開始されることになりました。

この新条約は、昭和61年に発効した現行の「所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主义共和国連邦政府との間の条約」（以下「旧条約」といいます。）を全面的に改正したものになります。

源泉徴収義務者の皆様におかれましては、このパンフレットや新条約の条文をご参照の上、適正に所得税の源泉徴収を行っていただきますようお願いいたします。

(注) このパンフレットは、新条約の概要を説明したもので、令和7年12月20日現在の法令等に基づいて作成しています。

詳しくは、財務省ホームページに掲載されている新条約の条文（http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/press_release/20241226Am_JP.pdf）をご参照ください。

1 配当、利子及び使用料に対する課税の概要

配当、利子及び使用料については、原則として、次のとおり源泉地国（所得が生ずる国）における課税が軽減・免除されました。【旧条約第7条～第9条、新条約第10条～第12条】

	改 正 前	改 正 後
配 当	15%	免税（議決権保有割合25%以上・保有期間365日以上） ^(注) 5%（その他）
利 子	免税（政府受取等） 10%（その他）	免税（政府受取等） 5%（その他）
使用料	免税（著作権） 10%（その他）	5%

(注) 法人が支払う配当のうち、その法人の課税所得の計算上控除される配当については、10%の限度税率が適用されます。

2 配当、利子及び使用料以外の所得に対する課税の概要

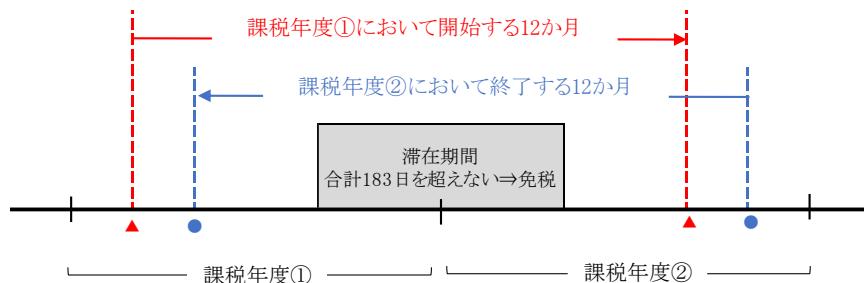
配当、利子及び使用料以外の所得について、主に次の改正が行われました。

(1) 一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行う勤務によって取得する報酬について、他方の締約国で租税が免除（短期滞在者免税）されるために必要とされる要件のうちの一つが改正され、他方の締約国で課税年度を跨いで滞在した場合等の滞在日数の判定方法が見直されました。

具体的には、他方の締約国の課税年度において開始し、又は終了するいずれの12か月の期間においても、その報酬の受領者が他方の締約国内に合計183日を超えないで滞在した場合（他の要件を満たす場合に限ります。）には、租税が免除されることとなります（下記の「改正のイメージ」参照。）。

また、この短期滞在者免税の対象は、勤務によって取得する報酬のみとされ、自由職業の役務によって取得する報酬は免除の対象外となりました。【旧条約第12条、新条約第14条】

【改正のイメージ】



(2) 一方の締約国内にある大学等において教育等を行うことを主たる目的としてその一方の締約国内に一時的に滞在する一定の個人は、その一方の締約国に最初に到着した日から2年を超えない期間、その教育等に係る報酬につきその一方の締約国において租税が免除されたとした規定が廃止されました（新条約の発効日である令和7年12月20日において旧条約の特典を受ける権利を有する個人であっていざれかの締約国の居住者であるものは、同日以後においても、旧条約がなおその効力を有するとした場合にその特典を受ける権利を失う時まで、その特典を受ける権利を引き続き有するとされています。）。【旧条約第17条、新条約第29条】

(3) 専ら訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する一定の事業修習者が、その一方の締約国において租税が免除される期間について、「その一方の締約国内において最初に訓練を開始した日から1年を超えない」とする制限が新たに追加されました。【旧条約第18条、新条約第19条】

3 新条約の特典を受ける権利の制限

配当について源泉地国免除の特典を受けるためには、いわゆる特典条項に定める一定の要件を満たさなければならぬこととされました。【新条約第28条】

なお、この特典を受けようとするアルメニア共和国の居住者は、「租税条約に関する届出書」に「特典条項に関する付表」を添付して、源泉徴収義務者を経由してその源泉徴収義務者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

※ 上記のほか、第三国内に存在する恒久的施設に帰属する所得に対して第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合や、条約の特典を受けることが取引等の主要な目的の一つであったと認められる場合には、条約の特典は認められないことが規定されました。

4 新条約の適用手続

アルメニア共和国の居住者は、源泉徴収義務者から支払を受ける所得について、新条約の規定に基づき租税の軽減又は免除を受けようとする場合には、令和8年1月1日以後最初にその所得の支払を受ける日の前日までに、「租税条約に関する届出書」（添付書類を含みます。）を、その源泉徴収義務者を経由して

その源泉徴収義務者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

5 新条約の適用時期

源泉所得税に関しては、令和8年1月1日以後に支払うべきものについて適用されます。【新条約第29条】

したがって、支払期日があらかじめ定められているようなものについては、原則として、その支払期日が令和8年1月1日以後であるものについて適用されることになります。また、支払期日が定められていないものについては、原則として、実際に支払を行った日が令和8年1月1日以後であるものについて適用されます。

-
- 国税庁ホームページでは税に関する情報を提供しています。【<https://www.nta.go.jp>】
 - 源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、電話相談センターにお尋ねください。

源泉所得税の納付はキャッシュレス納付が便利です！

源泉所得税の納付は、スマホ・PCでいつでも納付ができ、現金不要で手間いらずの「キャッシュレス納付」が大変便利です。

なお、e-Tax ホームページ上に、「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」を開設していますので、そちらを活用し、e-Tax によるキャッシュレス納付の利便性をぜひ体験してください。



この社会あなたの税がいきている